

アルミニウム圧延・押出製品製造職種 外国人技能実習事業場の安全衛生規定要件

【1】 目的

アルミニウム圧延・押出製品の製造事業場における、従業員対象の安全衛生法令及び安全衛生活動の仕組みにより、外国人技能実習生の安全と健康を確保することを目的とする。

【2】 遵守事項

アルミニウム圧延・押出製品製造職種の実習事業場においては、各々の事業場の安全衛生規定の中に、安全衛生法令の内容を含む以下の「必須規定内容」が明記されていること。

【3】 必須規定内容

1. 安全衛生方針

総括安全衛生管理者は重点課題を含む方針を定め、事業場内全従業員に周知させる。

- ① 全体的な安全衛生目標
- ② 継続的に改善活動を進める事項
- ③ 法令の規定により遵守する事項

2. 安全衛生目標

安全管理者及び衛生管理者は、具体的な目標を定める。また事業場内全従業員に周知する。

- 具体例
- ① 巡視等で出された指摘対応
 - ② ヒヤリハット、危険予知で出された事項
 - ③ 健康に関する事項
 - ④ 法対応(必要に応じて)

3. 安全衛生計画

安全管理者及び衛生管理者は各組織と協議して、目標を達成するための、安全衛生計画を定める。また事業場内全従業員に周知する。

4. 活動実績の評価

各組織により、活動実績を評価し、関係部署に報告する。この内容を会議体等で従業員に周知し、安全衛生活動としてのPDCA管理を行う。

5. 安全衛生管理組織及び体制と活動内容

- (1) 総括安全衛生管理者 …安全衛生管理活動を推進・維持するための運用責任者
但し、総括安全衛生管理者は従業員規模が 300 人以上の場合の適用のため、300 人未満の場合は、事業者(事業場トップ)もしくは事業者から選任された責任者が総括する。
- (2) 安全管理者
各組織と協力し、安全に係る技術的事項を管理する。
- (3) 衛生管理者
各組織と協力し、衛生に関する具体的事項を管理する。
但し、従業員規模が 50 人未満の事業場では必ずしも安全管理者、衛生管理者を置かず、事業者の選任する安全衛生推進者により安全・衛生業務を管理・推進する場合がある。
- (4) 安全衛生の推進会議
安全委員会、衛生委員会、安全衛生委員会、各部署安全衛生会議等を通して、方針展開から活動評価により、事業場全体の活動を推進する。
- (5) 安全衛生教育
事業場内の全ての従業員を対象に、法令で定められている事項、方針、目標、実施計画、その他の安全衛生教育を行う。
- (6) 活動内容の記録
安全衛生活動に関する会議内容、教育内容等を記録保管する。